

資治通鑑 214 卷

【唐紀三十】 起闕逢闡茂，盡重光大荒落，凡八年。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第12卷 194p

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十二年〈甲戌，734年〉

■春，正月，己巳(5)，上は西京を發す。己丑(25)，東都に至る。張九齡は韶州より入見し，終喪を求め。許さず。

■**秦州の地震被害**二月，壬寅(38)，秦州の地は連震(地震連続)し，公私の屋は壞れて殆んど盡き，吏民の壓死する者は四千餘人。命左丞相の蕭嵩に命じて賑恤せしむ。

■**方士の張果を徵す**方士の張果は自ら言う、

「神仙の術有り」

と，人を誑きて云わく、

「堯の時侍中と為り，今に於いて數千歳」

多く恆山(定州恒陽県の界に属す)の中に往來し，則天以來，屢々征して至らず。恆州刺史の韋濟は之を薦め，上は中書舍人の徐嶠を遣わして璽書を繼して之を迎える。庚寅(26)，東都に至り，肩輿して宮に入り，恩禮は甚だ厚し。

■**私鑄禁止の継続**張九齡は錢を鑄るを禁ぜざらんを請い，三月，庚辰(16)，百官に敕して之を議せしむ。裴耀卿等は皆な曰く、(12-195p)

「一たび此の門を啓けば，恐らくは小人は農を棄て利を逐い，而して濫惡(武后より以來、民間に惡錢多く、官は禁ずる能わず)は更に甚だし。」

秘書監の崔沔は曰く、

「若し銅に税し役を折れば，則ち官治は成る可し，估を計り庸を度れば，則ち私鑄は利無く，易なれば而して久しかる可く，簡なれば而して誣い難し。且つ夫れ錢之物為る，以て貨を通じるを貴ぶ，利は多きに在らず，何ぞ私鑄を待ち然る後に用を足さん也！」

右監門録事參軍(唐の十六衛府には皆録事參軍有り。正八品下、諸曹及び五府の外府の事を受け、抄目を句稽し、紙筆を印給するを掌る)の劉秩は曰く、

「夫れ人富めば則ち賞を以て勧める可からず，貧すれば則ち威を以て禁ずる可からず，若し其の私鑄を許せば，貧者は必ず之を爲す能わず。臣は恐る、貧者は益々貧し而して富めるものに役せられ，富者は益々富み而して其の欲を逞しくせんとす。漢の文帝の時，吳王の濞(14卷漢の文帝五年にあり)は富は天子には埒しかりしは，鑄錢の致す所也。」

上は乃ち止む。秩は，子玄(知識、帝の諱を避けて字を以て行われる)之子也。

■夏，四月，壬辰(28)，朔方節度使の信安王の禕を以て關内道採訪處置使を兼ね，涇、原等十二州を増領せしむ。

【李林甫の拔擢始まる】

■**李林甫は武惠妃により拔擢**吏部侍郎の李林甫は，柔佞にして狡數多く，深く宦官及び妃嬪の家と結び，上の動靜を侍候し，之を知らざる無し。是より奏對する毎に，常に旨に稱い，上は之を悦ぶ。時に武

惠妃の寵幸は後宮を傾け、壽王の清を生み、諸子は比を為すを得る莫し、太子は浸く疎薄せられる。林甫は乃ち宦官に因り惠妃に言う、

「願わくは力を盡して壽王を保護せん」

惠妃は之を徳とし、陰に内助を為し、是に由りて黃門侍郎に擢んで。五月、戊子、裴耀卿を以て侍中と為し、張九齡を中書令と為し、林甫を禮部尚書、同中書門下三品と為す。

■[麥を自ら刈る]上は麥を苑中に種え、太子以下（以來×）を帥い親ら往きて之を芟り、謂って曰く、「此れ宗廟に薦める所以なり、故に敢えて親らせざればならず、且つ汝曹をして稼穡の艱難を知らせんと欲する耳。」

又た遍く以て侍臣に賜いて曰く、

「比 ^{ちかごろ}人を遣わして田中を視しむるに、稼は、多く實るを得ず、故に自ら種えて以て之を觀る。」（胡三省曰く、種芸の事は天に雨暘の時ならざる有り、地に肥磽の等しからざる有り、而して人力にも又、至ると至らざる有り、故に収める所、厚薄の異有るなり。若し人君が農時を奪わず、人其の力を盡すを得れば、則ち地に遺利無からん。豈に必ずしも自ら種えて實を觀るを待たんとやと）

■[契丹]六月、壬辰、幽州節度使の張守珪は大いに契丹を破り、遣使して捷を獻ず。

■薛王の業（元の名は李隆業、玄宗の名を避けて業に改名）は疾病し、上は之を憂い、容發は爲に變ず。七月、己巳（5）、薨じ、惠宣太子を贈諡す。

■[輸場を設置]上は裴耀卿を以て江淮、河南轉運使と為し、河口に於いて輸場を置く。八月、壬寅（38）、輸場の東に於いて河陰倉を置き、西に柏崖倉（高宗の咸亨二年に洛州河陽郡柏崖に於いて倉を置く。開元十年に廢す。今復た旧基に因りて之を置く）を置き、三門の東に集津倉を置き、西に鹽倉を置く。漕渠（新旧志によれば、乃ち是れ山を鑿ちて車路十八里を開くなり。漕渠ではない）十八里を鑿ち、以て三門之險を避ける。

■[江淮米輸送の効果]是より先、江、淮之米を舟運し東都の含嘉倉に至り、車を僦いて陸運すること、三百里、陝に至り、（12-196p）率は兩斛に十錢（旧制には東都の含嘉倉は江淮の米を積み、載するに大輿を以てし、運して西のかた陝に至るまで三百里、兩斛に千錢を計る。此れ耀卿が省く所の大数なり。十錢は誤り）を用いる。耀卿は江、淮の舟運をして悉く河陰倉に輸せ令め、更に河舟を用いて運んで含嘉倉及び太原倉に至り、太原倉より渭に入りて關中に輸すること、凡そ三歳にして、米七百萬斛を運び、僦車錢三十萬緡を省く。或は耀卿を説き省く所の錢を獻ぜしめ、耀卿は曰く、

「此れ公家の贏縮之利ある耳、奈何して之を以て寵を市わん乎！」

悉く奏して以て市糶錢と為す。

■[張果の屍解と玄宗の信心]張果は固く恆山に歸るを請い、制して以て銀青光祿大夫と為し、號して通玄先生とし、厚く賜わり而して之を遣る。後に卒し、異を好む者は奏して以て屍解（譬えば蟬蛻のごとし。蟬は飛べども蛻は在り、仙人の死体が無くなること）と為す。上は是に由りて頗る神仙を信ずる。（胡三省曰く、明皇は集仙を改めて集賢殿と為す。是れ其の初心、神仙を信ぜざるなり。是に至りてはすなわち頗る信ず。又晩年に至りては則ち深く信ず。史は心を正しくするは難しと為す。漸く邪に入りて而も自ららざるを言うなりと）

■冬、十二月、戊子（24）朔、日之を食する有り。

■[契丹][契丹の屈烈・可突干を梟首]乙巳（41）、幽州節度使の張守珪は契丹王の屈烈及び可突干を斬り、首を傳える。時に可突干は連年邊患を為し、趙含章、薛楚玉は皆な討つ能わず。守珪は官に到り、屢々撃

ちて之を破る。可突干は困迫し、遣使して詐り降り、守珪は管記の王悔をして就きて之を撫せ使む。悔は其の牙帳に至り、契丹の上下を察するに初(統は殊)め降る意無し、但だ稍營帳を徙して西北に近づき、密に人を遣わして突厥を引き、悔を殺して以て叛せんと謀る。悔は之を知る。牙官の李過折は可突干と分けて兵馬を典り、權を争いて叶(葉×)わず、悔は過折を説き之を圖ら使む。過折は夜兵を勒して屈烈及び可突干を斬り、盡く其の黨を誅し、餘衆を帥いて來降す。守珪は師を紫蒙(秦漢の間、東胡は紫蒙の野に邑す。唐書地理志に曰く、平州に紫蒙・白狼・昌寧等の成有りと。蓋し平州の北境は契丹の南界なりと)州に出だし、大いに閱して以て之を鎮撫し、屈烈、可突干の首を天津之南に梟す。

■**突厥**[**突厥の毘伽可汗は毒殺**]突厥の毘伽可汗は其の大臣の梅録啜の毒する所と為り、未だ死せず、討ちて梅録啜及び其の族黨を誅す。既に卒し、子の伊然可汗は立つ。尋いで卒し、弟の登利(はじめ苾伽骨咄祿可汗、華言の果報なり)可汗は立つ。庚戌(46)、來たりて喪を告げる。

■**京城**の^{がいじや}丐者(乞食)を禁じ、病坊(時に諸寺に置き、悲田を以て病を養う、釈教に本づくなり)を置き以てこれを廩す。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十三年〈乙亥，735年〉

■**契丹**[**契丹の李過折は來降**]春，正月，契丹の知兵馬中郎の李過折は來たりて捷を獻ず。制して過折を以て北平王，檢校松漠州都督と為す。

■乙亥(11)，上は藉田を耕し，九推(杜佑曰く、是年は親ら耕す、有司は犠牲を進む。天子は三推し、公卿は九推し庶人は畝を終わると、帝は籍を耕すを重んぜんと欲し、遂に進みて耕すこと五十余歩、耒を盡して乃ち止むと)して乃ち止む。公卿以下は皆な畝を終う。天下に赦し，都城(東都城)は酺すること三日。

■**嚴安之は嚴しすぎ**]上は五鳳樓に御して酺宴す，觀る者は喧隘し，樂は奏するを得ず，金吾の白梃は雨の如く，遏める能わず。上は之を患う。(12-197p)高力士は奏す、

「河南の丞(唐の赤峯の丞は從七品)の嚴安之は理(治)を為すこと嚴にして、人の畏れる所と為る，請う之を止め使めん」

上は之に従う。安之は至り，手板を以て場を繞り地に畫きて曰く、

「此を犯す者は死せん！」

是に於いて三日を盡すまで，人は其の畫を指さし以て相い戒め，敢えて犯す者無し。

■**音樂の勝負**]時に三百里内の刺史、縣令に命じて各々所部の音樂を帥いて樓下に集まり，各々勝負を較せしむ。懷州刺史は車を以(上×)て樂工數百を載せ，皆な文繡を衣，服箱(服は軋服なり。車箱なり。箱は大車の箱なり、車内は物を容れるの處。服箱は猶ほ駕車と言うがごとし)之牛は皆な虎豹犀象之狀を為す。魯山(古の魯県。漢は魯陽県、南陽郡に属す。北魏は魯陽郡を置く。隋は復た魯県とす、汝州に属す。唐は魯山県と為す。河南省河洛道魯山県、現・平頂山市魯山県)の令の元德秀は惟だ樂工數人を遣わして，袂を連ねて《於菀》(元德秀が為る所の歌なり)を歌わしむ。上は曰く、

「懷州之人は，其れ塗炭せん乎！」

立ちどころに刺史を以て散官(職事無し、解任)と為す。德秀の性は介潔質樸にして，士大夫は皆な其の高きに服す。

■**張守珪の賞賜、宰相にせず**]上は張守珪之功を美とし，以て相と為さんと欲し，張九齡は諫めて曰く、

「宰相者，天に代わりて物を理める，賞功之官に非ざる也。」

上は曰く、

「假すに其の名を以てし而して其の職に任ぜ使めざれば、可ならん乎？」

對えて曰く、

「可からず。惟だ名と器とは以て人に假す可からず(左傳に孔子の言を記す)、君之司る所也。且つ守珪は才に契丹を破り、陛下は即ち以て宰相と為す。若し盡く奚、厥(突厥)を滅ぼせば、將に何の官を以て之を賞せんとすや？」

上は乃ち止む。二月、守珪は東都に詣りて捷を獻じ、右羽林大將軍に拜し、御史大夫を兼ね、二子の官を賜り、賞賚甚だ厚し。

■[国法の仇討の扱]初め、殿中侍御史の楊汪は既に張審素を殺し(前卷十九年にあり)、名を萬頃と更む。審素の二子の理、琇は皆な幼なり、坐して嶺表に流される。尋いで逃げ歸り、便を伺いて仇を復せんと謀る。三月、丁卯(3)、萬頃を都城に手殺す。表を斧に系け、父の冤狀を言い、江外に之き萬頃と同じく其の父を陥さんと謀る者を殺さんと欲す。汜水に至り、有司の得る所と為る。議者は多く言う、

「二子の父の死するは罪に非ず、稚年孝烈にして、能く父の仇を復す、宜しく矜宥を加えん」

張九齡も亦た之を活かさと欲す。裴耀卿、李林甫は以爲く、

「此くの如くすれば國法を壞さん」

と、上も亦た以て然りと為し、九齡に謂つて曰く、

「孝子之情は、義として死を顧ず。然して人を殺し而して之を赦すは、此の塗は啓く可からざる也。」

乃ち赦を下して曰く、

「國家は法を設け、殺を止めるを期す。各々子為る之志を伸べば、誰か孝に徇う之人に非ざらん？展轉して相い仇とすれば、何ぞ限極有らん！咎繇(皋陶、古代中国の伝説上の人物)士と作れば、法は必ず行うに在り。曾參は人を殺すも、亦た怒む可からず。宜しく河南府に付して杖殺すべし。」

士民は皆な之を憐み、爲に哀誄を作り、衢路に榜す。市人は錢を斂め之を北邙に葬る。萬頃の家之を發くを恐れ、仍ほ疑塚を凡そ數處に作る。(多く塚を作りて以て之を疑わせ、其の罪を的處を知る莫からしむなり)(12-198p)

■[公主は千戸に加増]唐の初め、公主の實封は三百戸に止まり、中宗の時、太平公主は五千戸に至り、率は七丁を以て限りと為す。開元以來、皇妹は千戸に止まり、皇女は又た之に半ばし、皆な三丁を以て限りと為す。駙馬は皆な三品員外官に除し、而るに任ずるに職事を以てせず。公主の邑の入は至って少なく車服を具える能わず、左右の或は其の太だ薄きを言い、上は曰く、

「百姓の租賦は、我の有する所に非ず。戰士は死力を出し、賞は束帛に過ぎず。女子も何の功ありてか、而して多戸を享けん邪？且つ之をして儉嗇を知ら使めんと欲す耳。」

秋、七月、咸宜公主は將に下嫁せんとし、始めて實封を加えて千戸に至る。公主は、武惠妃之女也。是に於いて諸公主は皆な加えて千戸に至る。

■[突厥施]冬、十月、戊申(44)、突騎施は北庭及び安西を寇して換城を抜く。

■閏月、壬午(18)朔、日之を食する有り。

■十二月、乙亥(11)、故の蜀州の司戸の楊玄琰の女を冊して壽王妃と為す。玄琰は、汪之曾孫也。

■契丹[涅禮は契丹王の過折を殺す]是の歲、契丹王の過折は其の臣の涅禮の殺す所と為り、其の諸子を並し、一子の刺乾は安東に奔りて免かるるを得たり。涅禮は上言す、

「過折は刑を用いるに殘虐なり、衆情は安ぜず、故に之を殺す。」

上は其の罪を赦し、因りて涅禮を以て松漠都督と為し、且つ書を賜いて之を責めて曰く、

「卿之蕃法は多く君長に義無し、昔より此くの如きは、朕も亦た之を知る。然れども過折は是れ卿之王なり、惡有れば輒ち之を殺す、此の王為る者は、亦た難からず乎！但だ恐る卿は今王と為り、後人も亦た爾り。常に自ら保せざらん、誰か王と作るを願わん！亦た應に後事を防慮すべし、豈に快を目前に取るを得んや！」

突厥は尋いで兵を引いて東に奚、契丹を侵し、涅禮は奚王の李歸國と共に撃ちて之を破る。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十四年〈丙子、736年〉

■【逃戸の自首】春，正月，庚寅(26)，敕す、

「天下の逃戸は、今年内を盡して自首するを聽す、舊産有る者は本貫に還ら令めん、無き者は別に進止を俟つべし。限を逾えて首せざれば、當に專使に命じて搜求し、諸軍に散配すべし。」

■【突騎施】北庭都護の蓋嘉運は突騎施を撃ち、大いに之を破る。

■二月，甲寅(05)，新除の縣令を朝堂に宴し、上は《令長新戒》一篇を作り、天下の縣令に賜う。

■【皇子21人の改名】庚午(6)，皇子の名を更める。鴻は瑛と曰い、潭を琮と曰い、浚を璵と曰い、洽を琰と曰い、涓を瑤と曰い、滉を琬と曰い、水居を瑀と曰い、濼を璵と曰い、沄を〔王偏の激〕と曰い、澤を璘と曰い、清を瑁と曰い、回を玠と曰い、沐を琦と曰い、溢を環と曰い、沔を理と曰い、泚を玼と曰い、灌を珪と曰い、澄を珙と曰い、漚を瑱と曰い、澆を璿と曰い、滔を璈と曰う。

■【貢舉人の試験】舊制では、考功員外郎は貢舉人を試するを掌る。進士の李權有り、員外郎の李昂を陵侮し、議者は以えらく員外郎の位は卑し、衆を服する能わず。三月，壬辰(28)，敕して、
「今より禮部侍郎に委ね(12-199p)貢舉人を試せしめん」。

【安祿山・史思明の登場】

■【安祿山の初登場、張九齡は反心を見抜く】張守珪は平盧討撃使、左驍衛將軍の安祿山をして奚、契丹の叛者を討た使め、祿山は勇を恃んで軽々しく進み、虜の敗る所と為る。夏，四月，辛亥(47)，守珪は奏して之を斬らんと請う。祿山は刑に臨んで呼びて曰く、

「大夫は奚、契丹を滅ぼすを欲せず邪！奈何して祿山を殺すや！」

守珪も亦た其の驍勇を惜しみ、之を活かさんと欲す、乃ち更めて執りて京師に送る。張九齡は批して曰く、

「昔穰苴(史記に、齊の景公は司馬穰苴をして將と為らしむ。穰苴は曰く、願わくは君の寵臣を得て以て軍を監せんと。景公は莊賈をして往かしむ。賈は素より驕貴なり。穰苴は之と日中に軍門に会するを約す。夕時乃ち至る。穰苴は賈が期に後るを以て之を斬り、以て三軍に令す)は莊賈を誅し、孫武は宮嬪を斬る(史記孫氏列伝に詳かなり)。守珪の軍令若し行われれば、祿山は宜しく死を免かれず。」

上は其の才を惜しみ、敕して官を免じ、白衣を以て將領せ令む。九齡は固く争いて曰く、

「祿山は律を失い師を喪い、法に於いて誅せざる可からず。且つ臣は其の貌を觀るに反相有り、殺さざれば必ず後患と為らん。」

上は曰く、

「卿は王夷甫が石勒を識る(晋の石勒は年十四、邑人に隨いて、行きて洛陽に販す。上東門に倚嘯す。王衍見て之を異とし、顧みて左右に謂って曰く、向者の胡雛、吾は其の聲視を觀るに奇志有り、恐らくは將に転嫁の患とならんとせんと。馳せて之を収えしむ。た

またま勒は已に去る)を以て、忠良を枉害する勿かれ。」

竟に之を赦す。

■[張守珪は安祿山を寵愛す]安祿山者、本は營州の雜胡なり、初めの名は阿犖山。其の母は、巫也。父死して、母は之を攜えて再び突厥の安延偃に適く。會々其の部落は破れ散り、延偃の兄の子の思順と俱に逃げ來たり、故に姓の安氏を冒し、祿山と名づける。又た史宰于(宰干×、史思明)という者有り、祿山と裡閉を同じくし、先後一日にして生まれる。長ずるに及び、相い親愛し、皆な互市牙郎(駟僧なり。南北の物価は其の口に定まり、而る後に相い興に貿易す。売買の仲介者)と為り、驍勇を以て聞こえる。張守珪は祿山を以て捉生將と為し、祿山は數騎と出でる毎に、輒ち契丹數十人を擒とし而して返る。狡黠(続は狡猾)にして、善く人情を揣る、守珪は之を愛し、養い以て子と為す。

■[史思明の功、帝が命名]宰于是嘗て官債を負い亡げて奚中に入り、奚の游奔の得る所と為り、之を殺さんと欲す。宰于是給いて曰く、

「我は、唐之和親使也。汝が我を殺せば、禍は且に汝の國に及ぼんとす。」

游奔は之を信じ、送りて牙帳に詣る。宰于是奚王を見、長揖して拜さず、奚王は怒ると雖も、而れども唐を畏れ、敢えて殺さず、客禮を以て之を館し、百人をして宰用に隨いて入朝せ使む。宰于是奚王に謂って曰く、

「王人を遣わす所多しと雖も、其の才を觀るに皆な以て天子に見えるに足らず。聞く王に良將の瑣高(奚中の酋豪の号、人名ではない)なる者有りと、何ぞ之をして入朝せ使めざるや！」

奚王は即ち瑣高に命じて牙下三百人と宰用に隨いて入朝せしむ。宰于是將に平盧に至らんとし、先ず使人をして軍使の裴休子に謂って曰く、

「奚の使いの瑣高は精銳と俱に來たり、聲して入朝すると雲い、實は軍城を襲わんと欲す、宜しく謹みて之が備えを為し、事に先だちて之を圖るべし。」

休子は乃ち軍容を具えて出で迎えて、館に至り、悉く其の從兵を坑殺(生き埋めにして殺す)し、瑣高を執りて幽州に送る。張守珪は宰用を以て功有りと為し、奏して果毅と為し、將軍に累遷す。後に入りて事を奏し、上は與に語り、(12-200p)之を悦び、名の思明を賜う。

■[武温慎の連座で左遷多数]故の連州の司馬の武攸望(帝が韋氏を平らげるや、貶死す)之子の温慎は、權貴に交通するに坐して、杖死す。乙丑(1)、朔方、河東節度使の信安王の禕は衢州刺史に貶せられ、廣武王の承宏は房州別駕に貶せられ、涇州刺史の薛自勸は澧州別駕に貶せらる。皆な温慎と交遊するに坐す故也。承宏は、守禮(章懷太子賢の子)之子也。辛未(7)、蒲州刺史の王琚は通州刺史に貶せらる。禕と書を交えるに坐す也。

■[醴泉の劉志誠の作乱]五月、醴泉(現・宝鶏市麟遊県九成宮村に醴泉宮あり)の妖人の劉志誠は亂を作り、路人を驅掠し、將に咸陽に趣かんとす。邨民(続は村民)は走りて縣官に告げ、橋を焚き路を斷ち以て之を拒み、其の衆は遂に潰える。數日にして、悉く擒として之を斬る。

■六月、初めて月給百官俸錢を分かつ。

【儀式等の議論】

■[宗廟の籩豆]初め、上は藉田の赦に因り、有司に命じて宗廟の籩豆之薦及び服紀の未だ通じざる者を増さんことを議せしむ。太常卿の韋縉は奏す、

「請う宗廟は毎坐籩豆十二とせん。」

■[宗廟の議論]兵部侍郎の張均、職方郎中の韋述は議して曰く、

「聖人は孝人之情深く而して物類之無限なるを知る、故に之が節制を為す。人之嗜好は本は憑準無し、宴私之饌は時と遷移す、故に聖人は一切同じく古に歸す。屈到は芟を嗜み、屈建は以て薦めず(芟は菱なり。国語に、楚の屈到は芟を嗜む。疾有るとき、其の宗老を召し、之に属して曰く、我を祭るには必ず菱を以てせよと。祥に及び、宗老將に菱を薦めんとす。屈建は命じて之を去らしめて曰く、国君は牛享有り、大夫は羊饋有り、士は豚犬の奠有り、庶人は魚灸の薦有り。籩豆脯醢は則ち上下之を共にす。珍異を薦めず、庶侈を陳せず。其の私欲を以て国の典を干さずと。遂に用いず)、以爲えらく私慾を以て國之典を干さず。今、甘旨肥濃を取りて、皆な祭用に充てんと欲す、苟くも舊制を逾えれば、其れ何ぞ限らん焉！《書》に曰く、『黍稷馨しきに非ず、明德惟れ馨し。』(書經にあり。威王が君陳に命じるの言)若し今之珍饌は、平生の習う所なり、神を求めるには方無し、何ぞ必ずしも古に泥せんと以えば、則ち簠簋(祭に用いる器。竹製で神前に供える黍や米などを盛るのに用いる。四角のものを簠、丸いものを簋)は去る可く而して盤盂杯案は當に御に在るべし矣、韶濩(舜の樂を韶と曰い、湯の樂を濩と曰う)は息む可く而して箜篌(漢の武帝は樂人侯調をして作らしむる所、胡樂なり)箏笛は當に奏に在るべし矣。既に正物に非ず、後嗣何ぞ觀ん！夫れ神は、精明を以て人に臨む者也、豊大なるを求めず。苟くも禮を失えば、多しと雖も何をか為さん！豈に禮經を廢棄し以て流俗に従う可けんや！且つ君子は人を愛するに禮を以てし、苟くも合うを求めず。況んや宗廟に在り、敢えて舊章を忘れんや？」

■[祭祀は太古に肇まる]太子の賓客の崔沔は議して曰く、

「祭祀之興るは、太古に肇まる。毛を茹い血を飲めば、則ち毛血之薦有り。未だ麴薛有らざれば、則ち玄酒之奠有り。施きて後王に及び、禮物は漸く備わる。然れども神道を以て敬を致し、敢えて廢せざる也。籩豆・簠簋・樽壘之實は、皆な周人之時の饌也、其の用は賓客を宴饗するに通じ、而して周公は禮を制し、毛血玄酒(水なり。司烜氏は鑿を以て明水を月に取り、玄酒と為す)と同じく鬼神に薦む。國家は禮に由りて訓を立て、時に因りて范を制す、清廟時に饗し、禮饌(籩豆・簠簋・銅羹の類の如し)必(続は畢)ず陳するは、周の制を用いる也。園陵(園寢×)食を上り、時膳具に設けるは(叔孫通が含桃を薦めるを請うの類の如し)、(12-201p)漢の法に遵ずる也。職貢祭り來たるは、遠物を致す也。新有れば必ず薦めるは、時令に順う也。苑囿之内に、躬ら稼して收める所、搜狩(続は蒐狩)之時、親ら發して中てる所、薦め而る後に食せざるは莫きは、誠敬を盡くす也。此くの若く至れり矣、復た何ぞ加えん焉！但だ當に有司に申敷し、或は簡怠する無く、則ち鮮美肥濃は、盡く是に在り矣、必ず籩豆之數を加えざる也。」

■上は固く品味を量加せんと欲す。綰は又た奏す、

「毎室に籩豆各々六を加え、四時は各々實するに新果珍羞を以てす。」
之に従う。

■[喪服の制度]綰は又た奏す、

「《喪服》は『舅は、總麻(粗い麻布の喪服)三月、從母、外祖父母は皆な小功(熟麻布製の喪服)五月。』外祖は至つて尊く、從母之服に同じ。姨(即ち從母)、舅一等の、服なるは則ち輕重殊なる有り。堂姨(母親の從姉妹)、舅は親即ち未だ疎ならず、恩絶えれば相い爲に服せず、舅母(母方の叔母)は來たりて外族(母方や妻方の親族外戚)を承け、同爨之禮の如くならず。竊に以うに古意猶ほ未だ暢びざる所の者有る也、請う外祖父母を加えて大功九月と為し、姨、舅は皆な小功五月、堂舅、堂姨、舅母は並べて加えて袒免(五服は總麻に止まり、此の外、袒免の服有り。袒は偏に衣袖を脱して其の肩を露わす。免は布の広さ一寸なるを以て項中よりして、前は額上に加え、又却って後に向いて髻に繞らす)に至らん。」

■崔沔は議して曰く、

「家を正す之道は、以て貳なる可からず。一定の義を總べ、理として本宗に歸す。是を以て内は齊、斬有り、外は皆な總麻。尊名の加える所、一等に過ぎず、此れ先王の不易之道也。願わくは八年の明旨(212卷七年にあり。八年と曰うは、帝の位に即ける先天の年を通じて之を数えるなり)を守り、一に古禮に依り、以て萬代の成法と為さん。」

■[喪服傳と儀禮の喪服]韋述は議して曰く、

「《喪服傳》に曰く、『禽獸は母を知り而るに父を知らず。野人は曰く、父母は何ぞ等しからんと焉！都邑之士は則ち櫛(統は禰)を尊ぶを知る矣。大夫及び學士は則ち祖を尊ぶを知る矣。』聖人は天道を究め而して祖櫛に厚し、族姓を系け而して其の子孫を親しむ、母黨は本族に比し、同貫す可からざる事、明らかなり矣。今若し外祖及び舅は服を加えること一等、堂舅及び姨は服紀に列せば、則ち中外之制は、相い去ること幾何なるぞ！禮を廢し情に徇い、務める所の者末なり。古之製、作者、人情之搖ぎ易きを知り、禮を失う之將に漸せんとするを恐れ、其の同異を別け、輕重は相い懸たり、後來之人をして永く相い雜われざら使めんと欲す。微旨は斯に在り、豈に徒らに然らん哉！苟くも加える可き也、亦た減ず可き也。往聖は得而して非とす可けんや、則ち《禮經》得而して隳る可し矣。先王之制は、之を彝倫(彝は常、倫は道理次叙)と謂い、奉じて以て周旋するすら、猶ほ失墜を恐れる。一たび其の叙を紊れば、庸ぞ止まる可けん乎！請う《儀禮》の喪服に依りて定と為さん。」

■[楊仲昌の喪服議論]禮部員外郎の楊仲昌は議して曰く、(唐の禮部郎は五禮を掌り、其の儀制を挙げ、而して其の名数を辨ず)

「鄭の文貞公の魏徵は始めて舅服を加えて小功五月に至る。文貞は賢なると雖も、而も周、孔は聖也、賢を以て聖を改めれば、後學何に従わん！竊に恐る内外は序に乖き、親疎は倫を奪えば、情之沿う所、何の至らざる所なり！昔子路は姊之喪有り而して除かず(禮記檀弓にあり)、孔子は曰く『先王は禮を制す、行道之人は、皆な忍びざる也。』子路は之を除く。此れ則ち聖人は事を援き情を抑える之明例也。《記》は曰く、『輕々しく禮を議す無(統は母)し。』(禮器の言)(12-201p)明らかなること其れ天地に蟠り、彼の日月に並び、賢者は之に由り、安んぞ敢えて損益せん也！」

■敕す、

「姨舅は既に小功を服す、舅母は全く降すを得ず、宜しく總麻を服すべし、堂姨舅は宜しく袒免を服すべし。」

均は、説之子也。

【李林甫は頭角を現す】

■[千秋金鏡録]秋、八月、壬子(48)、千秋節に、群臣は皆な寶鏡を獻ず。張九齡は以爲えらく、鏡を以て自ら照らして形容を見、人を以て自ら照らして吉凶を見る、乃ち前世の興廢之源を述べ、書五卷を爲り、之を《千秋金鏡録》と謂い、之を上る。上は書を賜いて褒美す。

■[突騎施の來降]甲寅(50)、突騎施は其の大臣の胡祿達干を遣わして來たりて降を請い、之を許す。

■[突騎施]李承乾に追贈す]御史大夫の李適之は、承乾(廢せらるること197卷太宗貞觀十七年にあり)之孫也、才幹を以て上の幸を得、數々承乾の為に論辨す。甲戌(10)、承乾に恆山愍王を追贈す。

■乙亥(11)、汴の哀王之璫は薨ず。

■[李林甫は帝に付度極まる]冬、十月、戊申(44)、車駕は東都を發す。是より先、敕して以わく、

「來年二月二日を以て西京に行幸しせん」

と、會々宮中に怪有り、明くる日、上は宰相を召し、即ち西に還るを議す。裴耀卿、張九齡は曰く、
「今農は收めて未だ畢わず、請う仲冬を俟たん。」

李林甫は潜に上の指を知り、二相は退き、林甫は獨り留まり、上に言つて曰く、

「長安、洛陽は、陛下の東西の宮なる耳、往來行幸は、何ぞ更に時を擇ばん！借使農收に妨るとも、但だ應に過ぎる所の租税を蠲き而して已む。臣は請う百司に宣示し、即日西行すべし。」

上は悦び、之に従う。陝州を過ぎ、刺史の盧奐の善政有るを以て、贊(人に美を稱する言葉)を其の聽事に題し而して去る。奐は、懷慎之子也。丁卯(3)、西京に至る。朔方節度使の牛仙客は、前に河西に在り、能く用度を節し、職業を勤め、倉庫は充實し、器械は精利なり。上は聞き而して之を嘉とし、尚書を加えんと欲す。張九齡は曰く、

「不可なり。尚書は、古之納言なり、唐興こりて以來、惟だ舊相及び中外を揚歴して徳望有る者のみ乃ち之と爲すべし。仙客は本は河湟使典(前卷十五年にあり)なり、今驟に清要に居れば、恐らくは朝廷を羞めん。」
上は曰く、

「然らば則ち但だ實封を加えるは可なる乎？」

對えて曰く、

「不可なり。封爵は有功を勧める所以也。邊將は倉庫を實し、器械を修めるは、乃ち常の務めなる耳、功と爲すに足らず。陛下は其の勤を賞し、之に金帛を賜うは可也。土を裂き之を封じるは、恐らくは其の宜しきに非ず。」

上は默然とす。李林甫は上に言つて曰く、

「仙客は、宰相の才也、何か尚書に有らん！九齡は書生なり、大體に達せず。」

上は悦ぶ。明くる日、復た仙客の實封を以て言を爲し、九齡は固く執ること初めの如し。上は怒り、色を變じて曰く、

「事は皆な卿に由る邪？」

九齡は頓首して謝して曰く、

「陛下は臣の愚を知らず、罪を宰相に待た使む、事は未だ允わざる有り、臣は敢えて言を盡くさざればあらず。」

上は曰く、

「卿は仙客の寒微なるを嫌う、卿の如きは何の閥閥有るや！」(12-202p)

九齡は曰く、

「臣は嶺海(韶州の人、現・広東省韶關市)の孤賤にして、仙客(涇州の人、現・甘肅省平涼市一帶)が中華に生まれるに如かず。然れども臣は台閣に出入し、誥命を典司すること年有り(司勳員外郎・中書舍人を歴たり)矣。仙客は邊隅の小吏なり、目に書を知らず、若し大いに之を任ずれば、恐らくは衆望に慚こころよからず。」

林甫は退き而して言つて曰く、

「苟くも才識有れば、何ぞ必ずしも辭學ならん！天子は人を用いるに、何ぞ不可有らん！」

十一月、戊戌(34)、仙客に爵の隴西縣公を賜り、實封三百戸を食ましむ。

■[玄宗は奢侈に政事を怠る]初め、上は李林甫を以て相と為さんと欲し、中書令の張九齡に問い、九齡は對えて曰く、

「宰相は國の安危に系り、陛下が林甫を相とすれば、臣は恐る異日廟社之憂いと為らんと。」
上は従わず。時に九齡は方に文學を以て上の重んじる所と為り、林甫は恨むと雖も、猶ほ意を曲げて之に事える。侍中の裴耀卿は九齡と善し、林甫は並せて之を疾む。是の時、上は位に在ること歳久しく、漸く奢欲を肆にし、政事を怠る。而して九齡は事に遇いて細大無く皆な力争す。林甫は巧みに上意を伺い、日々之を中傷する所以を思う。

■[武惠妃と李林甫は張九齡を陥れる]上之臨淄王と為る也、趙麗妃、皇甫德儀(帝は六儀を置き、其の一は德儀)、劉才人は皆な寵有り、麗妃は太子の瑛を生み、德儀は鄂王の瑤を生み、才人は光王の琚を生む。即位に及び、武惠妃を幸し、麗妃等の愛は皆な馳む。惠妃は壽王の瑁を生み、寵は諸子に冠たり。太子は瑤、琚と内第に會し(時に太子・諸王は皆禁中に居る)、各々母が職を失うを以て怨望の語有り。駙馬都尉の楊洄は咸宜公主(武惠妃の女)に尚し、常に三子の過失を伺い以て惠妃に告げる。惠妃は泣きて上に訴えて曰く、

「太子は陰に黨與を結び、將に妾の母子を害さんとし、亦た至尊を指斥す。」
上は大いに怒り、以て宰相に語り、皆な之を廢せんと欲す。九齡は曰く、
「陛下は踐祚して三十年に垂々とし、太子諸王は深宮を離れず、日々聖訓を受け、天下之人は皆な陛下の國を享けること久しく長く、子孫は蕃昌するを慶す。今三子は皆な已に成人し、大いなる過ちを聞かず、陛下は奈何して一旦無根之語、喜怒之際を以て、盡く之を廢せん乎！且つ太子は天下の本なり、輕々しく搖らす可からず。昔晉の獻公は驪姫之讒を聽き、三世大いに亂る(左傳に、晉の獻公は其の世子申生を殺しを殺し、驪姫の子を立つ。里克は之を殺す。公子夷吾・重耳及び子圉は國を争い、三世大いに乱れる)。漢の武帝は江充之誣を信じ戾太子(漢紀にあり)を罪し、京城は流血す。晉の惠帝は賈后之譖を用いて愍懷太子(晉紀にあり)を廢し、中原は塗炭す。隋の文帝は獨孤后之言を納れて太子の勇(隋紀にあり)を黜け、煬帝を立て、遂に天下を失う。此に由りて之を觀けば、慎まざる可からず。陛下は必ず此を為さんと欲せば、臣は敢えて奉詔せず。」

上は悦ばず。林甫は初め言う所無く、退き而して私に宦官之貴幸なる者に謂って曰く、
「此れ主上の家事なり、何ぞ必ずしも外人に問わん！」
上は猶豫して未だ決せず。惠妃は密に官奴の牛貴兒をして九齡に謂って曰わ使め、
「廢する有れば必ず興こる有り、公は之が援けを為せば、宰相は長く處る可し。」
九齡は之を叱し、其の語を以て上に白す。(12-204p)上は之が為に色を動かし、故に九齡が相を罷めるに
おえ
迄るまで、太子は動く無きを得たり。林甫は日夜を上そしに短り、上は浸く之を疎んず。

■[李林甫は嚴挺之を怨む]林甫は蕭炅を引きて戸部侍郎と為す。炅は素より學ばず、嘗て中書侍郎の嚴挺之に對して「伏臘」を讀みて「伏獵」と為す。挺之は九齡に言つて曰く、

「省中に豈に『伏獵侍郎』有る容きや！」
是に由り炅を出して岐州刺史と為し、故に林甫は挺之を怨む。九齡は挺之と善く、引いて以て相と為さんと欲し、嘗て之に謂つて曰く、

「李尚書(李林甫は禮部尚書を以て相たり)は方に恩を承け、足下は宜しく一たび門いばに造り、之と款暱すべし。」
挺之は素より氣を負い、林甫の人と為りを薄しとし、竟に之に詣らず。林甫は之を恨むこと益々深し。挺之は先ず妻を娶りて、之を出し、更に蔚州刺史の王元琕に嫁し、元琕は贓罪に坐して三司に下し按鞠せられ、挺之は之が爲に營解(解放、救出)す。林甫は左右に因りて禁中に於いて上に白さ使む。上は宰相に謂つて曰く、

「挺之は罪人の爲に由る所に請屬(人に物事を頼む)す。」
九齡は曰く、

「此れ乃ち挺之の出妻なり、宜しく情有るべからず。」

上は曰く、

「離れると雖も乃ち復た私有らん。」

■ **[張九齡を棚上げ、李林甫実権]**是に於いて上は前事を積み、耀卿、九齡を以て阿黨と為す。壬寅(38)、耀を以て左丞相と為し、九齡を右丞相と為し、並せて政事を罷む。林甫を以て中書令を兼ねしむ。仙客を工部尚書、同中書門下三品と為し、朔方節度を領(鄰×)すること故の如し。嚴挺之は洺州刺史に貶せられ、王元琰は嶺南に流される。

■ **[遂に直言の士無し]**上の即位以來、用いる所之相は、姚崇は通を尚び、宋珪は法を尚び、張嘉貞は吏を尚び、張説は文を尚び、李元紘、杜暹は儉を尚び、韓休、張九齡は直を尚び、各々其の長ずる所也。九齡は既に罪を得、是より朝廷之士は、皆な身を容れ位を保ち、復た直言する無し。

■ **[李林甫は玄宗の耳目を蔽塞]**李林甫は人主の視聽を蔽塞し、自ら大權を専らにせんと欲し、明らかに諸諫官を召して謂って曰く、

「今明主は上に在り、群臣は將順するに之れ暇あらず、烏ぞ多言するを用いん！諸君は仗に立つ馬を見ざる乎？(唐の旧儀に、毎日尚業は厩馬八匹を以て、分けて左右廂と為し、正殿の側の宮門の外に立ち、仗下るを俟ちて即ち散ず。若し大陳設には、馬は樂泉の北に在り、大象と相次ぎ、進馬二人、戎服して鞭を執り、馬の左に侍立し、馬に随つて進退す)三品の料を食し、一たび鳴けば輒ち斥け去る、之を悔いるとも何ぞ及ばん！」

■ **[もはや諫言するもの無し]**補闕の杜璩は嘗た上書して事を言い、明くる日、黜けられて下邽令と為る。(唐の制は、上邽の令は従六品上。補闕は従七品上。此れ以て之を言え、黜に非ざるなり。蓋し唐人は内官を重んじて、品の高下は論ぜざるなり。況んや遺補は供奉の官にして、地は清要に居るをや)是より諫争の路は絶える矣。

■ **[李林甫の狡猾には勝てず]**牛仙客は既に林甫の引く所と為り(進×)、専ら唯諾を給し而して已む。然れども二人は皆な謹みて格式を守り、百官の遷除は、各々常度有り、奇才異行と雖も、終に常調に老いるを免かれず。其の巧諂邪險を以て自ら進む者は、則ち超騰すること不次、自ら它蹊(他の路)有り矣。林甫は城府深密にして、人は際を窺うもの莫し。好みて甘言を以て人を啖わせ、而して陰に之を中傷し、辭色に露わさず。凡そ上の厚き所と為る者は、始めは則ち之に親結し、位勢の稍逼るに及びては、輒ち計を以て之を去る。老奸巨猾と雖も、其の術に逃れる能う者無し。(12-205p)

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十五年〈丁丑，737年〉

■ 春，正月，初め玄學(老子・莊子・文子・列子の学)博士を置き、毎歳明經の擧に依る。

■ 二月，敕して曰く、

「進士は聲韻を以て學を為し、多く古今に昧し。明經は貼誦を以て功と為し、旨趣を窮めること罕なり。今より明經は大義十條を問ひ、時務策三首を對えしめん。進士は大經十貼を試みん。」

■ 戊辰(4)，新羅王の興光は卒す、子の承慶は位を襲ぐ。

■ **[契丹]**乙酉(21)，幽州節度使の張守珪は契丹を捺祿山に破る。

■ **[吐蕃]**己亥(35)，河西節度使の崔希逸(蓋し散騎常侍を帯びて河西に鎮す)は吐蕃を襲い、之を青海の西に破る。

■ **[吐蕃]****[吐蕃は勃律を撃ち、唐と決裂]**初め、希逸は遣使して吐蕃の邊將(統には欠如)の乞力徐に謂って曰く、

「兩國は好みを通じ、今一家と為る、何ぞ必ずしも更に兵を置いて守捉し、人の耕牧を妨げんや！請う皆な之を罷めん。」

乞力徐は曰く、

「常侍は忠厚なり、言は必ず欺かず。然るに朝廷は未だ必ずしも専ら邊事を以て相い委ね、萬一奸人有りて交々其の間に斗い、吾が備え無きを掩えば、之を悔いるとも何ぞ及ばん！」

希逸は固く請い、乃ち白狗を刑し盟と為し、各々守備を去る。是に於いて吐蕃の畜牧は野を被う。時に吐蕃は西に勃律を撃ち、勃律は來たりて急を告げる。上は吐蕃に命じて兵を罷めしめ、吐蕃は詔を奉じず、遂に勃律を破る。上は甚だ怒る。會々希逸の僉人(從人の意味。唐の制は凡そ諸軍鎮の大使副使以下、皆な僉人・別奏有り、以て之が使いを為す。大使は僉二十五人、別奏十人。副使は僉二十人、別奏八人)の孫誨は入りて事を奏し、自ら功を求めんと欲し、奏して稱す、

「吐蕃は備え無し、請う掩撃せん、必ず大いに獲ん。」

上は内給事(唐の内侍省には内給事十人有り、從五品下。旨を承けて勞問し、省事を分別するを掌る)の趙惠琮に命じて誨と偕に往き、事宜を審察せしむ。惠琮等は至り、則ち詔を矯め希逸をして之を襲わ令む。希逸は已むを得ず、兵を發して涼州の南より吐蕃の境(續は欠如)に入ること二千餘里、青海の西に至り、吐蕃と戦い、大いに之を破り、斬首は二千餘級、乞力徐は身を脱して走る。惠琮、誨は皆な厚賞を受ける。是より吐蕃は復た朝貢を絶つ。

【李林甫は張九齡を追い落とす】

■【周子諒の死、張九齡左遷】夏，四月，辛酉(57)，監察御史の周子諒は牛仙客の才に非ざるを彈じ、讖書(薛居正の五代史に曰く、天后の朝に讖辞有り、云う、首尾三鱗六十年、兩角の犢子自ら狂顛、龍蛇相關い血・川と成すと。当時の好事者解して云う、兩角の犢子は牛なり。必ず牛姓なるもの有りて唐の祚を干さんと)を引いて證と為す。上は怒り、左右に命じて(周子諒を)殿庭に[手暴]たしむ、絶え而して復た甦る。仍ほ之を朝堂に杖ち、灤州に流し、藍田(漢晋に京兆に屬す。北魏の真君七年、併せて霸城に入る。太和十一年に復し、北周は藍田縣を置く。隋は郡を廢して縣と為す。京兆府に屬す。陝西省關中道、現・西安市藍田縣藍關鎮)に至り而して死す。李林甫は言う、

「子諒は、張九齡の薦す所也。」

甲子(0)、九齡を荊州長史に貶す。

■【太子らに死を賜る】楊洄は又た太子の瑛、鄂王の瑤、光王の琚を譖し、雲う、

「太子の妃の兄の駙馬の薛鏐と潛に異謀を構える」

と、上は宰相を召してこれを謀る。李林甫は對えて曰く、

「此れ陛下の家事なり、臣等が宜しく豫る所に非ず。」

上の意は乃ち決す。乙丑(1)、宦者をして制を宮中に宣せ使め(李林甫の家事の言を用いる)、瑛、瑤、琚を廢して庶人と為し、鏐を灤州に流す。瑛、瑤、琚は尋いで死を(12-206p)城東の驛に賜り、鏐は死を藍田に賜る。瑤、琚は皆な學を好み、才識有り、死するに罪を以てせず、人は皆な之を惜しむ。丙寅(2)、瑛の舅家の趙氏、妃家の薛氏、瑤の舅家の皇甫氏は、坐して流貶せらる者は數十人、惟だ瑤の妃家の韋氏は妃の賢なるを以て免かるるを得る。

■【楊浚の処分】五月，夷州(漢の牂柯の地。その後徼外と為す。貞觀四年に夷州を黔州都上県に置く。貴州省鎮遠道鳳泉縣西北、現・遵義市鳳岡縣)刺史の楊浚は賊に坐して死に當り、上は命じて之を杖つこと六十、古州(貞觀十二年、李弘節は夷獠を開きて古州を置き、容州都督府に屬す。廣西省桂林道古化縣の南三十里、現・桂林市永福縣)に流さしむ。左丞相の裴耀卿

は上疎して、以爲く、

「決杖死を贖うは、恩則ち甚だ優なり。體を解き答を受けるは、事は頗る辱めと為す、上は之を徒隸に施す可し、當に士人に及ぼすべからず。」

上は之に従う。

■**[邊軍の充足方法]**癸未(19)，敕して方隅定まるに底るを以て、中書門下に令して諸道の節度使と軍鎮の間劇利害を量り、兵防の定額を審計せしめ、諸色の徵人及び客戶の中に於いて丁壯を召募し、長く邊軍に充て、田宅を増給し、務めて優恤を加える。

■**[宗子の人材登用]**辛丑(37)，上は有司に命じ宗子の才有る者を選び、授けるに台省及び法官、京縣官を以てし、敕して曰く、

「道に違ひ常を^{あなど}慢るは、義は王法に私無し。身を修め節を效すは、恩は豈に它人より薄からんや！^{そつせん}帥先して、我が風俗を勵ますを期すべし。」

■**[刑措を致す]**秋，七月，己卯(15)，大理少卿の徐嶠は奏す、

「今歳天下は死刑を斷ずること五十八，大理獄院は、由來相傳えて殺氣は太だ盛んにして、鳥雀(小鳥)棲まず、今鵲の其の樹に巢く有り。」

是に於いて百官は幾んど刑措を致すを以て、上表して賀を稱す。上は功を宰輔ら歸し、庚辰(16)，**李林甫**に爵晉國公，**牛仙客**に豳國公を賜う。

■**[律令格式の刪修]**上は**李林甫**、**牛仙客**に命じて法官と《律令格式》を刪修せしめて成り、九月，壬申(8)，之を頒行す。

■**[和糴の法]**是より先，西北邊の數十州は多く重兵を宿し，地租營田は皆な贍(以×)らす能わず，始めて和糴(官錢を以て民粟を買い入れる)之法を用いる。**彭果**という者有り，**牛仙客**に因りて獻策し，糴法を關中に行うを請う。戊子(24)，敕して歳稔り穀賤しく農を傷なうを以て，命じて時價の仕に二三を増し，東(都機)、西(京機)の畿の粟の各々數百萬斛を和糴せしめ，今年の江、淮の運ぶ所の租を停む。是より關中の蓄積は羨溢(溢れかえる)し，車駕も復た東都に幸せず矣。癸巳(29)，敕して河南、北の租の應に含嘉、太原倉に輸すべき者は，皆な留めて本州に輸せしむ。

■太常博士の**王璵**は上疎して青帝壇を立てて以て迎春せんと請う。之に従う。冬，十月，辛丑(37)，制す、「今より立春親ら春を東郊に迎えん。」

■**[玄宗は頗る神鬼を祀るを好む]**時に上は頗る神鬼を祀るを好み，故に**璵**は専ら祠祭之禮を習い以て時を干す。上は之を悦び，以て侍御史と為し，祠祭使を領せしむ。**璵**は祈禱し或いは紙錢を焚き(漢以來、喪葬に瘞錢有り、後世、俚俗、稍く紙を以て錢を寓し、鬼事を為す)，巫覡に類し，禮を習う者は之を羞じる。壬申(8)，上は驪山温泉に幸す。乙酉(21)，宮に還る。

■己丑(25)，開府儀同三司の廣平文貞公の**宋璟**は薨ず。(12-207p)

■十二月，丙午(42)，惠妃の**武氏**は薨ず，**貞順皇后**を贈諡す。

■是の歳，將作大匠の**康愆素**に命じて東都に之き明堂を毀たしむ。**愆素**は上言す、

「之を毀つは人を勞す，請う上層を去り，舊よりも卑くすること九十五尺，舊に仍りて乾元殿と為さん。」之に従う。

■初めて祖庸調(西京・東都の租庸調は高宗太宗の法なり) 租資課(必ず開元以來の法ならん)は皆な土物を以て京都に輸

せ令む。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十六年〈戊寅，738年〉

■春，正月，乙亥(11)，牛仙客を以て侍中と為す。

■丁丑(13)，上は氣を瀧水之東に迎える。

■[辺地の兵の縦還]制す、

「邊地の長徴の兵は、召募は足るに向々とし、今より鎮兵は復た遣わす勿れ、彼に在る者は縦ち還すべし。」

■天下の州、縣に令し、裡別に學を置かしむ。

■壬辰(28)，李林甫を以て隴右節度副大使を領せしめ、鄯州都督の杜希望を以て留後に知せしむ。

■二月，乙卯(51)，牛仙客を以て河東節度副大使を兼ねしむ。(既に朔方を領す)

■己未(55)，貞順皇后を敬陵(京兆萬年縣の東南四十里)に葬す。

■壬戌(58)，敕して河曲の六州の胡(212 卷十年に六州胡を徒す)は康待賓に坐して諸州に散隸する者は、聽して故土に還し、鹽、夏之間に於いて、宥州(現・内モンゴル自治区オルドス西部)を置き以て之を處く。

■吐蕃[威戎軍の設置]三月，吐蕃は河西を寇し，節度使の崔希逸は撃ちて之を破る。鄯州都督、知隴右留後の杜希望は吐蕃の新城を攻め，之を抜き，其の地を以て威戎軍(現・青海省海北チベット族自治州門源回族自治縣北山郷金巴台古城に置く)と為し，兵一千を起きて之に戍せしむ。

■夏，五月，乙酉(23)，李林甫は河西節度使を兼ねる。

■丙申(32)，崔希逸を以て河南尹と為す。希逸は自ら信を吐蕃に失う(乞力徐の盟に背くを以てなり)を念い，内に愧恨を懷き，未だ幾もなく而して卒す。

■[忠王の璵を立太子]太子の璵は既に死し，李林甫は數々上に壽王之璵を立てるを勧める。上は忠王の璵が年長なりて，且つ仁孝恭謹にして，又た學を好むを以て，意に之を立てんと欲し，猶豫すること歳餘決せず。自ら春秋浸く高く，三子は同日に誅死し，繼嗣の未だ定まらざるを念い，常に忽忽として樂しまず，寢膳は之が爲に減ず。高力士は間に乘じて其の故を請い，上は曰く、

「汝は，我が家の老奴なり，豈に我が意を揣る能わざるや！」

力士は曰く、

「郎君の未だ定まらざるを以てに非ざるを得ん邪？」

上は曰く、

「然り。」

對えて曰く、

「大家何ぞ必ずしも此くの如く虚しく聖心を勞せん，但だ長を推し而して立てれば，誰か敢えて復た争わん！」

上は曰く、

「汝の言は是也！汝の言は是也！」

是に由り遂に定まる。六月，庚子(36)，璵を立てて太子と為す。

■**吐蕃****[吐蕃の計略]**辛丑(37), 岐州刺史の**蕭昉**を以て河西節度使と為し留後の事を總べしめ, 鄯州都督の**杜希望**を隴右節度使と為し, (12-208p) 太僕卿の**王昱**を劍南節度使と為し, 分道して吐蕃を經略せしめ, 仍ほ立てる所の赤嶺碑(前卷二十一年にあり)を毀つ。

■**突騎施****[突騎施の蘇祿後の内乱]**突騎施の可汗の**蘇祿**(功祿×)は, 素は廉儉にして, 攻戰する毎に得る所は, 輒ち諸部と之を分け, 私蓄を留めず, 是に由り衆は樂しみて用を為す。既に唐の**公主**に尚し, 又た潛に突厥及び吐蕃と通じ, 突厥、吐蕃は各々女を以て之に妻あわす。**蘇祿**は三國の女を以て**可敦**と為し, 又た數子を立てて葉護と為し, 用度浸く廣く, 是に由りて攻戰して得る所は, 復た更に分けず。晩年は風(中風)を病み, 一手は攣縮(瘻攣萎縮)し, 諸部は心を離す。酋長の**莫賀達干**、**都摩度**の兩部は最も強く, 其の部落は又た分かれて**黃姓**(突騎施の種人は自ら娑葛に後なるを謂つて黃姓と為す)、**黑姓**(蘇祿部)となり, 互いに相い乖阻し, 是に於いて**莫賀達干**は兵を勒して夜**蘇祿**を襲い, 之を殺す。**都摩度**は初め**莫賀達干**と謀を連ね, 既にして復た之と異なり, **蘇祿**之子の**骨噉**を立てて**吐火仙可汗**と為し, 以て其の餘衆を收め, **莫賀達干**と相い攻める。**莫賀達干**は遣使して碛西節度使の**蓋嘉運**に告げ, 上は**嘉運**に命じて突騎施、拔汗那以西の諸國を招集せしむ。**吐火仙**は**都摩度**と碎葉城(始め石國に屬し石常は兵を分けてこれを鎮す)に據り, 黑姓可汗の**爾微特勒**は怛邏斯城に據り, 相い與に兵を連ねて以て唐を拒む。

■**[大使の冊命]**太子は將に冊命を受けんとし, 儀注に中嚴(殿庭中の警衛)、外辦(殿庭外の儀衛の設備)及び絳紗袍有り, 太子は**至尊**と稱を同じくするを嫌い, 表して之を易えんと請う。左丞相の**裴耀卿**は奏して中嚴を停め, 外辦を改めて外備と曰い, 絳紗袍を改めて朱明服と為す。秋, 七月, 己巳(5), 上は宣政殿に御し, 太子を冊す。故事に, 太子は輅に乗りて殿門に至る。是に至りて, 太子は輅に就かず, 其の宮より歩いて入る。是の日, 天下に赦す。己卯(15), 忠王之妃の**韋氏**を冊して太子妃と為す。

【吐蕃撃破と南詔台頭】

■**吐蕃****[杜希望は吐蕃を破る]****杜希望**は鄯州之衆を將いて吐蕃の河橋を奪い, 鹽泉城を河左に築き, 吐蕃は兵三萬を發して逆え戰い, **希望**の衆は少なく, 敵せず, 將卒は皆な懼れる。左威衛郎將の**王忠嗣**は所部を帥いて先ず其の陳を犯し, 向かう所辟易し, 數百人を殺し, 虜の陳は亂れる。**希望**は兵を縦ちて之に乗じ, 虜は遂に大敗す。鎮西軍(河州の西百八十里に在り)を鹽泉に置く。**忠嗣**は功を以て左金吾將軍に遷る。

渤海八月, 辛巳(17), 勃海王の**武藝**は卒し, 子の**欽茂**は立つ。

■九月, 丙申(32)朔, 日之を食する有り。

■**吐蕃****[王昱は吐蕃に敗れる]**初め, 儀鳳中に, 吐蕃は安戎城(初め劍南は茂州の西を渡り、安戎城を築きて之に成し、以て吐蕃に連る。南鄙の生羌・吐蕃を導き、之を取り、因りて之を守り、遂に西渾河諸蠻を併せ、東のかた松茂嶺と接す)を陥し而して之に據り, 其の地は險要にして, 唐は屢々之を攻め, 克たず。劍南節度使の**王昱**は兩城を其の側に築き, 軍を蒲婆嶺(其の地は雪山の外に在り。新唐書には蓬婆嶺に作る)下に頓し, 資糧を運びて以て之に逼る。吐蕃は大いに兵を發して安戎城を救い, **昱**の衆は大敗し, 死者は數千人。**昱**は身を脱して走り, 糧仗軍資は皆な之を棄てる。**昱**を括州刺史に貶し, 再び高要の尉に貶せられ而して死す。(12-209p)

■**南詔****[南詔の登場]**戊午(54), 南詔の**蒙歸義**を冊して雲南(水經注に雲南郡は本は雪山県の地なり。蜀の劉氏建興二年に郡を置く。唐の戎州開邊県より南七十里にして曲州に至る。又二千五百里にして雲南城に至る。故城は雲南省騰越道雲南県の南、現・大理ペー族自治州祥雲県)王と為す。

■**南詔****[南詔の台頭、邊患となる]****歸義**之先は本は哀牢夷(漢の明帝の時に内附す)の地にして姚州之西に居り,

東南に交趾に接し、西北に吐蕃に接す。蠻語に王を謂って詔と曰い、先に六詔有り。曰く蒙捨、曰く蒙越、曰く越析、曰く浪穹、曰く様備、曰く越澹、兵力相い^{ひと}埒しく、能く相い壹にする莫し。歴代之に因りて以て其の勢いを分ける。蒙捨は最も南に在り、故に之を南詔と謂う。高宗の時、蒙捨の細奴邏は初めて入朝す。細奴邏は邏盛を生み、邏盛は盛邏皮を生み、盛邏皮は皮邏閣を生む。皮邏閣は浸く強大に、而して五詔は微弱なり。會々湟河(西湟河)蠻を破る之功有り、乃ち王昱に賂し、六詔を合わせて一と為すを求め。昱は之が爲に奏請し、朝廷(朝遷×)は之を許し、仍ほ名の歸義を賜う。是に於いて兵威を以て群蠻を脅服し、従わざる者は之を滅ぼし、遂に撃ちて吐蕃を破り、徙りて大和城(夷語に山の陂陀たるを和と為す)に居る。其の後卒に邊患と為る。

■冬、十月、戊寅(14)、上は驪山温泉に幸す、壬辰(28)、上は宮に還る。

■是の歳、西京、東都の往來之路に於いて、行宮千餘間を作る。

■左右羽林を分けて龍武軍を置き、萬騎營を以て焉に隸す。

■【伊婁埭の掘削】潤州刺史の齊澣は奏す、

「舊は瓜歩(現・南京市六合区瓜埠鎮)より江を濟れば、六十里を迂^{はか}る。請う京口(現・鎮江市京口区)埭下より直ちに江を濟り、伊婁河を穿てば二十五里にして即ち揚子縣(現・揚州市邗江区)に達す、伊婁埭を立てん。」

之に従う。(胡三省曰く、舊書本紀を按ずるに、齊澣は伊婁河を揚州の南瓜州浦に開く。則ち今の瓜州運河是れなり。但し揚子県は今、眞州の治所たり。安んぞ能く二十五里にして揚子縣に達せん。若し瓜州より揚子橋に達するには、則ち二十五里にして近し。今の揚子橋は、或いは唐の揚子県の治所にして、橋は此れを以て名を得たるならんと) (伊婁河とは「中国古今地名大辞典」一在江蘇江都縣南二十里。南通大江。北至揚子橋。即瓜洲運河也。〔唐書地理志〕開元二十六年。以州北隔江。舟行遶瓜歩回遠六十里。乃於京口埭下直趨渡江二十里。開伊婁河二十五里。渡揚子立埭。〔輿地紀勝〕即揚子鎮以南至江運河也。自隋以前。揚子鎮尚臨江。至唐時江濱始積沙至二十五里。故穿此河。亦曰瓜洲渡。)

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十七年〈己卯，739年〉

■【榮王琬の諸軍を巡按處置】春、正月、壬寅(38)、隴右節度大使の榮王琬に命じて自ら本道に至り諸軍を巡按處置し、關内、河東の壯士三五萬人を選募し、隴右に詣りて防遏せしめ、秋末に至りて寇無ければ、還るを聽す。

■群臣は尊號を加えて聖文と曰わんと請う。二月、己巳(5)、之を許し、因りて天下に赦し、百姓の今年の田租を免ず。

■夏、四月、癸酉(9)、赦す、

「諸々の陰陽術數は、婚喪の卜擇に非ざるよりは、皆な之を禁ず。」

■【李林甫・牛仙客は文武の選事を總べる】己丑(25)、牛仙客を以て兵部尚書兼侍中と為し、李林甫を吏部尚書兼中書令と為し、文武の選事を總べしむ。

【東西の辺境の不穩】

■六月、癸酉(9)、御史大夫の李適之を以て幽州節度使を兼ねしむ。

■【幽州の混亂と牛仙童の杖殺】幽州の將の趙堪、白眞陀羅は節度使の張守珪之命を矯め、平盧軍使の烏知義をして叛奚の餘黨を潢水(當に潢水に作るべし。營州より松涇嶺を渡り、北行すること四百里、潢水に至る。即ち西喇木倫河

にして、遼水の西源なり。亦た西遼河と曰う)之北に邀撃せ使む。(12-209p)知義は従わず、白眞陀羅は矯りて制指と稱して以て之に迫る。知義は已むを得ず師を出し、虜と遇い、先ず勝ち後に敗れる。守珪は其の敗状を隠し、克獲を以て聞す。事は頗る洩れ、上は内謁者監(正六品下、内宣伝及び諸親命婦の朝會を掌る)の牛仙童をして往(作×)きて之を察せ令む。守珪は重く仙童に賂し、罪を白眞陀羅に歸し、逼りて自ら縊死せ令む。仙童は上に寵有り、衆宦官は之を疾み、共に其の事を發く。上は怒り、甲戌(10)、楊思勳に命じて之を杖殺せしむ。思勳は格に縛し、之を杖すること數百、其の心を剝取(抉り取る)し、其の肉を割きて之を啖う。守珪は坐して括州刺史に貶せらる。太子の太師の蕭嵩は嘗て仙童に賂するに城南の良田數頃を以てし、李林甫は之を發き、嵩は坐して青州刺史に貶せらる。

■**突騎施**[蓋嘉運は碎葉城を攻める]秋、八月、乙亥(11)、磧西節度使の蓋嘉運は突騎施の可汗の吐火仙を擒とす。嘉運は碎葉城を攻め、吐火仙は出でて戦い、敗走し、之を賀邏嶺に擒とす。疎勒の鎮守使夫の蒙靈察を分遣して拔汗那王の阿悉爛達干と潜に兵を引いて怛邏斯城に突入し、黑姓可汗の爾微を擒とし、遂に曳建城に入り、交河公主(212 卷十一年に始まる)を取り、悉く散發之民數萬を収め以て拔汗那王に與え、威は西陲に震う。

■**吐蕃**壬午(18)、吐蕃は白草(白草軍は蔚茹水の西にあり、蔚茹水は原州蕭關県に在り。この時吐蕃の兵は至る能わず。疑うらくは白草軍は當に白水軍に作るべからん)、安人(安人軍は鄯州星宿州の西にあり)等の軍を寇し、隴右節度使の蕭炅は撃ちて之を破る。

■甲申(20)、孔子に追諡して文宣王と為す。是より先、先聖先師を祀るに、周公は南に向い、孔子は東に向いて坐す。制す、

「今より孔子は南に向いて坐し、王者之服を被、釋奠に宮懸(周禮に、王は宮懸、諸侯は軒懸、卿大夫は判懸、士は特懸、注に云わく、宮懸は四面に懸け、宮室の四面に牆有るに象る、故に之を宮懸と謂う。軒懸は三面、其の形曲がる。判懸は又其の一面を去る。特懸は又其の一面を去る)を用いる。」

弟子に追贈して皆な公、侯、伯と為す。(顔淵を兗公、閔子騫を費侯、冉伯牛を鄆侯、仲弓を薛侯、冉有を徐侯、季路を衛侯、宰我を齊侯、子貢を黎侯、子游を呉侯、子夏を魏侯、曾參を成伯と為すが如き)

■**突騎施**九月、戊午(54)、處木昆、鼠尼施、弓月等の諸部の先に突騎施に隸する者は、皆な衆を帥いて内附し、仍ほ徙りて安西の管内に居らんと請う。

■太子は名を紹と更める。

■冬、十月、辛巳(17)、東都の明堂を改修す。

■丙戌(22)、上は驪山温泉に幸す。十一月、辛丑(37)、宮に還る。

■甲辰(40)、明堂は成る。

■**[劍南節度使の差し替え]**劍南節度使の張宥は、文吏にして軍旅を習わず、悉く軍政を以て團練副使の章仇兼瓊に委ねる。兼瓊は入りて事を奏し、盛んに安戎城の取る可きを言い、上は之を悦ぶ。丁巳(53)、宥を以て光祿卿と為す。十二月、兼瓊を以て劍南節度使と為す。

■初め、睿宗の喪は既に除き、太廟に禘す。是より三年に一たび禘し、五年に一たび禘す。是の歳、夏既に禘し、冬又た當に禘すべし。太常は議して以爲く、

「祭數々すれば則ち瀆す、請う今年の禘祭を停めん、(12-211p)是より通計五年に一たび禘し、一たび禘せん。」

之に従う。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十八年〈庚寅，740年〉

■春，正月，癸巳(29)，上は驪山温泉に幸す。庚子(36)，宮に還る。二月，荊州長史の張九齡は卒す。上は九齡が旨に忤うを以て之を逐うと雖も，然るに終に其の人を愛重し，宰相が士を薦める毎に，輒ち問いて曰く、

「風度九齡の如きを得るや不や？」

■三月，丁亥(23)朔，日之を食する有り。

■吐蕃[安戎城中を落とす]章仇兼瓊は潜に安戎城中の吐蕃の翟都局及び維州別駕の董承晏と謀を結び，局をして開門して引きて唐兵を内れ使め，盡く吐蕃の將卒を殺し，監察御史の許遠をして兵を將いて之を守ら使む。遠(安祿山・史思明の乱に遠は乃ち能く死節を効し、以て国に報いる)は，敬宗(永徽・顯慶の間、許敬宗は姦佞を以て位を公輔に致す)之曾孫也。

■突騎施[突騎施の吐火仙を赦す]甲寅(50)，蓋嘉運は入りて捷を獻ず。上は吐火仙の罪を赦し，以て左金吾大將軍と為す。嘉運は阿史那懷道之子の昕を立てて十姓可汗と為すを請う。之に従う。夏，四月，辛未(7)，昕の妻の李氏を以て交河公主と為す。

■吐蕃六月，吐蕃は安戎城を圍む。

■[蓋嘉運は墮落す]上は蓋嘉運之功を嘉し，以て河西、隴右節度使と為し，之をして吐蕃を經略せ使む。嘉運は恩を恃みて流連し(胡三省曰く、蓋嘉運は其の邊功を恃み、以て自ら人主に昵しむ、是れ流れに上に従うなり。京師に在り、酒色を以て自ら娛しみ、而して即ち鎮に赴かず、是れ流れに下に隨うなり。史は流連の二字を以て之を言う、旨きかなど)，時に發せず。左丞相の裴耀卿は上疎して，以爲く、

「臣は近ごろ嘉運と同班し，其の舉措を觀るに，誠に勇烈餘り有り，然るに言氣は矜誇なり，恐らくは事を成し難し。昔莫敖は蒲騷之役に忤れ，卒に楚の師を喪う。(左傳に、楚の莫敖屈瑕、既に郢の師を蒲騷に敗り、復た羅を伐つ。鬬伯比は之を送りて曰く、莫敖は必ず敗れん。趾を挙げる事高し、心固からずと。遂に楚子に見ゆ。楚子入りて夫人鄧曼に曰く、莫敖は蒲騷之役に忤れ、將に自ら用いんとす。君は若し鎮撫せざれば、其れ備えを設けざらんかと。莫敖は果たして備えを設けず、果たして大いに敗れる)今嘉運は敵に驕る之色有り，臣は竊に之を憂う。況んや防秋(唐の時に匈奴は常に秋を以て内侵す。因りて匈奴を防ぐを防秋という)遠きに非ざるに，未だ發する日を言わず，若し事に臨みて始めて去れば，則ち吏卒すら尚ほ未だ相い識らず，何を以てか敵を制せん！且つ將軍は命を受け，凶門を鑿ち而して出ず。今乃ち酣宴(続は酣飲)すること朝夕，殆んど國を憂い人を愛する之心に非ず。若し改易す可からざれば，宜しく速かに遣りて塗に進ましむべし，仍ほ乞う聖恩嚴に訓勵を加えんことを。」

上は乃ち嘉運の行くを趣す。已に而して嘉運は竟に功無し。

■秋，八月，甲戌(10)，幽州は奏す、

「奚、契丹を破る。」

■冬，十月，甲子(0)，上は驪山の温泉に幸す。辛巳(7)，宮に還す。

■吐蕃吐蕃は安戎城及び維州を寇す。關中の強騎を發して之を救わしめ，吐蕃は引いて去る。更に安戎城を(12-212p)命けて平戎と曰く。

■十一月，牛仙客の朔方、河東節度使を罷む。

■突騎施[莫賀達干の反乱を懐柔]突騎施の莫賀達干は阿史那昕が可汗と為るを聞き，怒りて曰く、

「首として蘇祿を誅するは、我之謀也。今史昕を立てる、何を以て我を賞するや？」

遂に諸部を帥いて叛す。上は乃ち莫賀達干を立てて可汗と為し、突騎施之衆を統べ使め、蓋嘉運に命じて之を招諭せしむ。十二月、乙卯(51)、莫賀達干は降る。

■吐蕃金城公主(208 卷中宗景龍元年に始まる)は薨ず。吐蕃は喪を告げ、且つ和を請い、上は許さず。

■[天下泰平]是の歳、天下の縣は千五百七十三、戸は八百四十一萬二千八百七十一、口は四千八百一十四萬三千六百九。(開元の承平を以てして、而も戸口猶ほ漢の盛時に及ばず。唐興りて以来、治日少なくして乱日多きなり)西京、東都の米斛の直は錢二百に満たず、絹匹も亦た之が如し。海内は富み安んじ、行く者は萬里と雖も寸兵を持たず。

玄宗至道大聖大明孝皇帝中之中開元二十九年〈辛巳，741年〉

■春，正月，癸巳(29)，上は驪山の温泉に幸す。

■[飢饉の緊急対応指示]丁酉(33)，制す、

「承前(従前)諸州饑饉するや、皆な奏報を待ち、然して始めて(猶ほ然る後と言うがごとし)倉を開きて賑給す。道路は悠遠にして、何ぞ懸絶を救わん！今より州縣の長官に委ねて採訪使と與に事を量りて給し訖わりて奏聞すべし。」

■[玄元皇帝の像]庚子(36)，上は宮に還る。上は玄元皇帝を夢みる、告げて云わく、

「吾は像有り京城の西南百餘里に在り、汝は人を遣わして之を求めんべし、吾は當に汝と興慶宮に相い見るべし。」

上は遣使して之を整屋(整屋県は漢には扶風に属す。北魏併せて武功に入れ、尋ぎて復す。北周は周南郡と為す。隋は郡を廢して整屋県を以て恒州と為す。唐には岐州に属す。陝西省關中道、現・西安市周至県)の樓觀の山間に求め得る。夏，閏四月，迎えて興慶宮に置く。五月，命じて玄元の眞容を畫かしめ、分けて諸州の開元觀に置く。

■吐蕃六月，吐蕃の四十萬衆は入寇し、安仁軍(安人軍に作るべし)に至り、渾崖峰騎將の臧希液は衆五千を帥いて撃ちて之を破る。

■突厥[突厥登利可汗没後の混乱]秋，七月，丙寅(2)，突厥は遣使して來たりて登利可汗之喪を告ぐ。初め、登利の従叔二人は、分けて兵馬を典り、左、右殺と號す。登利は兩殺之專らなるを患い、其の母と謀り、右殺を誘いて、之を斬り、自ら其の衆を將いる。左殺の判闕特は兵を勒して登利を攻め、之を殺し、昆伽可汗之子を立てて可汗と為す。俄に骨咄葉護の殺す所と為り、更に其の弟を立てる。尋いで又た之を殺し、骨咄葉護は自ら立ちて可汗と為る。上は突厥の内亂を以て、癸酉(9)，左羽林將軍の孫老奴に命じて回紇、葛邏祿、拔悉密等の部落を招諭せしむ。

■乙亥(11)，東都の洛水は溢れ、溺死者は千餘人。

■[安祿山は傾巧なりて賄賂を使う]平盧兵馬使の安祿山は、傾巧にして、善く人に事え、人は多く之を譽める。上の左右の平盧に至る者は(12-213p)、祿山は皆な厚く之に賂し、是に由りて上は益々以て賢と為す。御史中丞の張利貞は河北採訪使と為り、平盧に至る。祿山は曲げて利貞に事え、乃ち左右に至るまで皆な賂い有り。利貞は入りて奏し、盛んに祿山之美を稱す。八月，乙未(31)，祿山を以て營州都督と為し、平盧軍使、兩蕃(唐は奚・契丹を言う)、勃海、黑水四府經略使に充てる。

■冬，十月，丙申(32)，上は驪山の温泉に幸す。

■壬寅(38)，北庭、安西を分けて二節度と為す。

■[守禮は薨ず]十一月，庚戌(46)，司空の邠王の守禮は薨ず。守禮は庸鄙にして才識無く，天將に雨ふらんとし及び霽れる毎に，守禮は必ず先ず之を言う，已に而して皆な驗あり。岐、薛の諸王は上に言つて曰く、

「邠兄術有り。」

上は其の故を問い，對えて曰く、

「臣は術無し。則天の時章懷之故を以て，宮中に幽閉(204 卷武后天授元年にあり)せらるること十餘年，歳ごとに敕杖を賜る者は數四，背癢(傷の痕)甚だ厚し，將に雨ふらんとすれば則ち沉闷し，將に霽れんとすれば則ち輕爽なり，臣は此を以て之を知る耳。」

因りて流涕して襟を沾す。上も亦た之が爲に慘然とす。

■辛酉(57)，上は宮に還る。

■[寧王の憲は薨ず]辛未(7)，太尉の寧王の憲は薨ず。上は哀惋すること特に甚だしく，曰く、

「天下は，兄之天下也。兄は固く我に譲り，唐の太伯為り，常名は以て之を處するに足らず。」

乃ち諡して讓皇帝と曰う。其の子の汝陽王の璿は，上表して先志の謙沖なるを追述し，敢えて帝號に當たらず。上は許さず。斂日，内より服(天子の服)を出し，手書を以て靈座に致し，書して稱す、

「隆基白」

と、又た其の墓を名づけて惠陵(同州奉先県の西北十里にあり)と曰い，其の妃の元氏を追諡して恭皇后と曰い，焉に附葬す。

■吐蕃十二月，乙巳(41)，吐蕃は達化縣(古の澆河の地。北周は達化郡及び県を置く。隋は郡を廢し、県を以て廓州に属す。甘肅省西寧道西寧健の南。県の西 120 里に澆河城有り、現・青海省海東市化隆回族自治県)を屠り，石堡城を陥し，蓋嘉運は御する能わず。(果たして裴耀卿の言の如し)

令和 7 年 11 月 26 日 翻訳開始 12178 文字

令和 7 年 12 月 24 日 翻訳終了 25868 文字